

公 示

次のとおり、公募します。

公 示 第 2 7 号
令和 3 年 1 月 2 6 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 坂根 登

1 公募内容

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳及び船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で3（1）～（12）に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に公募することは可。）

2 事業の趣旨

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

3 事業内容

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- （1）ベンジジン等業務関係
- （2）粉じん業務関係
- （3）クロム酸等業務関係
- （4）三酸化砒素業務関係
- （5）コールタール業務関係
- （6）ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- （7）ベリリウム業務関係
- （8）ベンゾトリクロリド業務関係
- （9）塩化ビニル業務関係
- （10）石綿業務関係
- （11）1、2-ジクロロプロパン業務関係
- （12）オルトートルイジン業務関係

4 委託事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

但し、契約締結日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

5 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険、（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

6 特殊な技術等の条件

千葉県内に所在する医療機関で次の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましいこと。

- (2) 臨床検査技師等、当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限る。）については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

また、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」（以下「気管支ファイバースコープ等」という。）については、管内1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関等を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備していると

きは、この限りでない。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば（イ）の a のエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

(ア) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(イ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

(ウ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(エ) 三酸化砒素業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- d 原子吸光分光光度計

(オ) コールタール業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(カ) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(キ) ベリリウム業務関係

- a 遠心機
- b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計（スパイロメーター等）、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
- c エックス線直接撮影装置
- d 心電計
- e 原子吸光分光光度計
- f パッチテスト用具一式

(ク) ベンゾトリクロリド業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- e 血球数計算盤又は自動血球計数器

(ケ) 塩化ビニル業務関係

- a 顕微鏡

- b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 光電分光光度計
 - e シンチグラフィ撮影装置一式
 - f 血管造影器具
 - (コ) 石綿業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - (サ) 1、2-ジクロロプロパン業務関係
 - a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
 - (シ) オルトートルイジン業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (4) (社) 全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

7 応募

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

(1) 期限 **令和3年2月19日(金曜日) 10時必着**

(2) 応募先 千葉労働局労働基準部健康安全課 担当 三橋又は嶋林

(3) 応募方法

応募先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙1)、誓約書(別紙2)及び役員一覧(別紙2-2)を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。

電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 応募書類 応募先(電話043-221-4312)にて交付する。

8 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、千葉労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ないこと。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、千葉労働局が審査確定した費用を支払う精算払となること。健康診断費の単価等については別途定めること。

9 再委託の制限

- (1) 業務実施にあたり、その全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む。)に再委託してはならない。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、千葉労働局の承認を受けるものとする。

10 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ③ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。
 - ④ 担当者等から提出される公募関係書類は事業者としての決定であることを要し、押印が省略された公募関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取をする場合がある。

【本件担当 連絡先】

住 所：〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-11-1

千葉第2地方合同庁舎

担 当：要求部局 千葉労働局労働基準部健康安全課

担当：三橋又は嶋林

電 話：043-221-4312

F A X：043-221-6868

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 坂根 登 殿

所在地

名称

代表者名

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る
公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係る健康診断のうち、 業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。
- 3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

(担当者)

氏名

TEL

FAX

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

誓 約 書

() 私
() 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所：

事業所名：

代表者名：

役員一覧

令和 年 月 日

法人名

※ 必ずフリガナを記入

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女
	()	M T S H 年 月 日	男・女

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。